

玉原小学校いじめ防止基本方針

◆ はじめに ◆

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れもある重大かつ深刻な人権問題です。そのため学校教育においては、全力をあげて解決すべき生徒指導上の最重要課題です。

いじめの未然防止のためには、学校において、「いじめは絶対に許さない」という風土を保ちながら、様々な教育活動を総合的に実践し、児童の望ましい人間関係づくりや社会性の育成に取り組むとともに、規範意識の醸成等も推進していくことが重要であり、学校の組織力を活かした取組が求められています。そして、それぞれの取組の中で、全教職員が「いじめは誰にでも、どこででも起こりうるもの」「いじめの問題に全く無関係な児童はいない」という基本認識に立ち、児童との望ましい人間関係を構築しながら、児童が安心して楽しい学校生活を送ることができるよう全力で努めていかなければなりません。

こうした視点から、「いじめ防止対策推進法」の基本的理念を深く理解し、教職員が一丸となって保護者や地域と連携を図りながら、児童をいじめに向かわせない学校づくりを組織的に推進するため、本基本方針を策定しました。

- 1 いじめの未然防止のための取組
- 2 いじめの早期発見の取組
- 3 発生したいじめへの対応
- 4 いじめに対応する校内組織の編成

1 いじめの未然防止のための取組について

本校では教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係をつくっていく力を育成していきます。

また、すべての児童が元気に登校し、自己有用感や充実感を感じられる学校生活を過ごし、笑顔で下校できることも未然防止の観点から重要だと考えています。そのためには、いじめの未然防止に関する計画的・継続的な指導が必要であり、道徳教育や人権教育の推進、積極的な体験活動等の実施とともに、基礎学力の保障や規範意識の育成などの多角的な教育を進めていくことが大切だと考えており、いじめの未然防止のための様々な教育活動に取り組んでいきます。

(1) 道徳教育や人権教育を充実し、豊かな心の育成に努めます

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進します。そしていじめの問題を自分のこととして捉え、いじめと正面から向き合うことができるよう道徳教育、人権教育の充実を図ります。また、一人一人の思いを大切にした取り組みを進めることによって、児童の自尊感情を育むとともに、人権感覚を磨き、いじめや差別をなくしていこうとする力を育てます。

※ 年間の授業参観日の中に必ず道徳教育や人権教育に関する参観日を位置付け、児童だけでなく保護者への啓発も図っていきます。

(2) 体験活動等の教育活動を推進し、社会性を育みます

児童の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、思考力、判断力、表現力等を育むため、自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進するとともに、異学年交流等の取組を充実させます。

※ 生活科や総合的な学習の時間を中心に、学年に応じた体験活動を実施します。認定子ども園との交流を積極的に進めます。（かけはしプログラム）

※ 縦割り遊びやふれあい遊びの時間を計画的に位置付け、異学年交流を充実させます。

(3) 情報モラル教育に取り組めます

インターネットや携帯電話・スマホを利用したいじめ（ネットいじめ）への対応のため、低学年から発達段階に応じて、情報モラルを身に付けさせる情報モラル教育に取り組めます。

また、保護者に対しても、外部講師を招聘してスマホ等のもたらす様々な問題についての講演会を開催するなどして、繰り返し啓発に努めます。

※ 5年生児童並びに保護者を対象に、授業参観日に情報モラル教育を実施します。

→延期

(4) 特別活動の充実を図ります

児童がいじめへ向かう要因の多くに個々の抱えるストレスがあります。中でも、集団の中での人間関係は、児童に大きなストレスを与える要因となります。いじめを許さない風土を児童の中から醸成していくため、学級や学年、縦割り集団等の活動において、児童が互いに認め合い、支え合い、認め合える人間関係づくりを意識した集団づくりに取り組みます。

※ 児童が自ら考え行動する取組を活性化させ、互いに協力し合って活動した達成感を味わうことができるよう児童会活動や学級活動等を充実します。

※ 一人一人の「居場所づくり」を意識した学級集団づくりに努め、互いのよさを認め合える学級活動を進めていきます。

(5) 学力保障（基礎学力定着）の取組の充実を図ります

児童の抱えるもう一つ大きなストレスとして「学習に対するストレス」があります。「分かる授業」の創造や個別指導等の支援を推進して「学習に対するストレス」を軽減し、「分かる、できる喜び」を実感できるよう取り組みます。

※ どの子も見通しがもて、分かる、楽しい授業づくりを目指します。

○岡山授業5による授業づくり

○授業のユニバーサルデザイン化

○5・6年教科担任制の導入

○学習支援ボランティアの積極的な活用

※ 学力の定着と向上のための取組を続けます。

○全校で取り組む朝の学習（音読・計算・漢字）

○家庭学習の手引きを活用した学習の習慣化

○家庭学習がんばるぞ週間・減メディア週間の実施

※ 認定こども園との交流（かけはしカリキュラム）を進めます。

(6) Q-Uテストを活用し、楽しい学校生活が送れるようにします

アンケート調査のねらい

1 児童理解のため

学級集団の理解と児童個々の理解

2 校内連携を促進するため

学級・児童支援についての校内連携

(7) 教職員の資質向上を目指します

教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、スクールカウンセラーや保健師等心理や福祉の専門家を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進します。その他にも生徒指導・特別支援教育のスキルアップを図るための研修にも取り組みます。

(8) 地域や家庭との連携を促進します

保護者や地域の方々が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、PTAや地域の関係団体との連携促進や、地域学校協働本部事業、放課後児童クラブ、玉原子ども楽級など、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

2 いじめの早期発見のための取組について

日頃から教職員と児童との信頼関係づくりに努め、すべての教職員が「いじめはどの学校にも、どの子にも起こりうるもの」という危機意識をもって児童を見守ります。児童の小さな変化も見逃さないで察知する力を向上させるとともに教職員の間で情報を共有し、あらゆる手立てを講じていじめの早期発見に努めます。

(1) 日々の観察を大切にします

休み時間や昼休み、放課後等学校生活のあらゆる場面に気を配り、児童の動向を見守ります。登校時や下校時の表情や様子など、微かな変化やサインを見逃さないように努めます。また、日記指導等により児童理解を深めていきます。

(2) 教育相談体制の充実を図ります

教職員は、適切なカウンセリングマインドをもち、児童が何でも相談できる人間関係づくりに努めます。

また、定期的な教育相談体制（学期1回の個人面談の実施等）を充実させたり、いじめに関するアンケート調査を定期的（学期1回以上）に行ったりするなど、児童の実態を把握するための取組を積極的に行います。

(3) 校内の情報共有体制を整備します

定期的な生徒指導連絡会のみならず職員会議や職員終礼等機会を捉えて校内での児童の小さな変化も見逃さない生徒指導上の情報共有体制の充実に努めます。また、担任だけの判断にとどまらないよう情報共有や整理をしながら組織的・積極的な指導・支援を行っていく校内の生徒指導体制の充実を図ります。

(4) 地域や家庭への情報提供等を依頼します

保護者や地域に対して、いじめに関する情報（疑いも含む）を察知した時点ですぐに学校へ連絡し、情報を提供していただけるよう機会を捉えてお願いをしていきます。日頃から、あいさつ運動や交通指導、地域行事等を通して地域の方と会話する機会を増やしていきます。

3 発生したいじめへの対応について

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断します。発生した事案についていじめと認知したら、被害を受けた児童への支援を最優先としながら、関係する保護者と連携し、加害児童には厳格な指導を行うとともに、いじめに向かわせた要因へ働きかける指導支援に取り組み、再発防止に努めます。

また、該当する児童だけでなく、学級・学年の問題として、いじめを許さない集団づくりに取り組んでいきます。

なお、発生したいじめのすべてを教育委員会へ報告するとともに、重大な事案につい

ては警察に相談・通報する等の毅然とした対応を行います。

重大事態と思われるいじめの例

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・児童生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合・被害児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合 |
|--|

(1) いじめを認知した時点で

いじめを認知した場合は、速やかに校内いじめ対策委員会を招集し、教職員で情報を共有し、保護者と連携しながら、組織的対応を行っていきます。

(2) 事実の明確化に努めます

いじめの実態については、多くの児童が関係していたり、過去にさかのぼって調査したりしなければならない場合もあり、事実を明確にしていくことが難しいこともありますが、関係者からの聞き取りやアンケート調査等できる限りの手立てを用い、明確にしていき、保護者に伝えていきます。

重大事態等の事案では、市のいじめ問題対策連絡協議会等の介入調査が求められる場合もあるので、教育委員会との連携を密にしながら事実調査をしていきます。

(3) 被害児童への支援を最優先に取り組みます

被害児童等の心に寄り添ったケアを最優先に取り組み、スクールカウンセラー等の専門家の支援も依頼しながら、安心して登校できる状況を構築します。また、発生した事実と長期的な再発防止に向けた取組をできるだけ明確に被害児童等の保護者に伝え、協力を仰ぎます。

(4) 毅然とした姿勢で加害児童への指導支援を行います

いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした対応で指導し、重大事態を招くような事案の場合は警察との連携により厳格な指導を行うとともに、加害児童等はいじめに向かわせた要因を把握し、その根本的な要因解決に向けた取組を行います。

また、保護者に対しては、事実を明確に伝え、家庭での規範意識向上への働きかけや心に寄り添った厳格な指導を依頼します。

(5) いじめの構造を意識して集団への指導も行います

いじめには被害児童等と加害児童等という立場だけでなく、いじめが発生した所属集団での「傍観者」等の集団構造があります。いじめを許さない集団の醸成に努め、見て見ぬ振りをせず、互いに支えあう風土を培っていきます。

(6) 多様な外部人材の活用等を活用し問題解決に努めます

解決困難な重大事態等が発生した場合は、問題解決を図るため、学校、教育委員会、弁護士・警察等の多様な外部支援人材を積極的に活用できる体制を整えます。

いじめ情報のキャッチ（認知）



※ただちに生徒指導担当者（主事）に連絡、管理職に報告→いじめ対応チームの招集

正確な情報把握



指導体制・方針決定



児童への指導・支援



今後の対応

・当事者双方、周りの児童から聴き取り。
・記録を時系列に残し保管する。
・関係職員と情報を共有。
・いじめの全体像を把握。

・指導のねらいの明確化。
・全教職員の共通理解。
・役割分担
・委員会、関係機関との連携。

・いじめられた児童を保護し、不安や心配を取り除く。
・いじめた児童に「いじめは絶対にゆるされない行為である」という人権意識をもたせる。

・継続的に支援を行う。
・SC等の活用など心のケアに当たる。
・継続的に保護者との連携を図る。



いじめ対策委員会
委員会・関係機関に連絡

保護者との連携

・直接会って、指導方針・具体的な対策を説明する。
・協力を求め、今後の連携について話し合う。

いじめの「解消」の定義

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヵ月続いていること。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

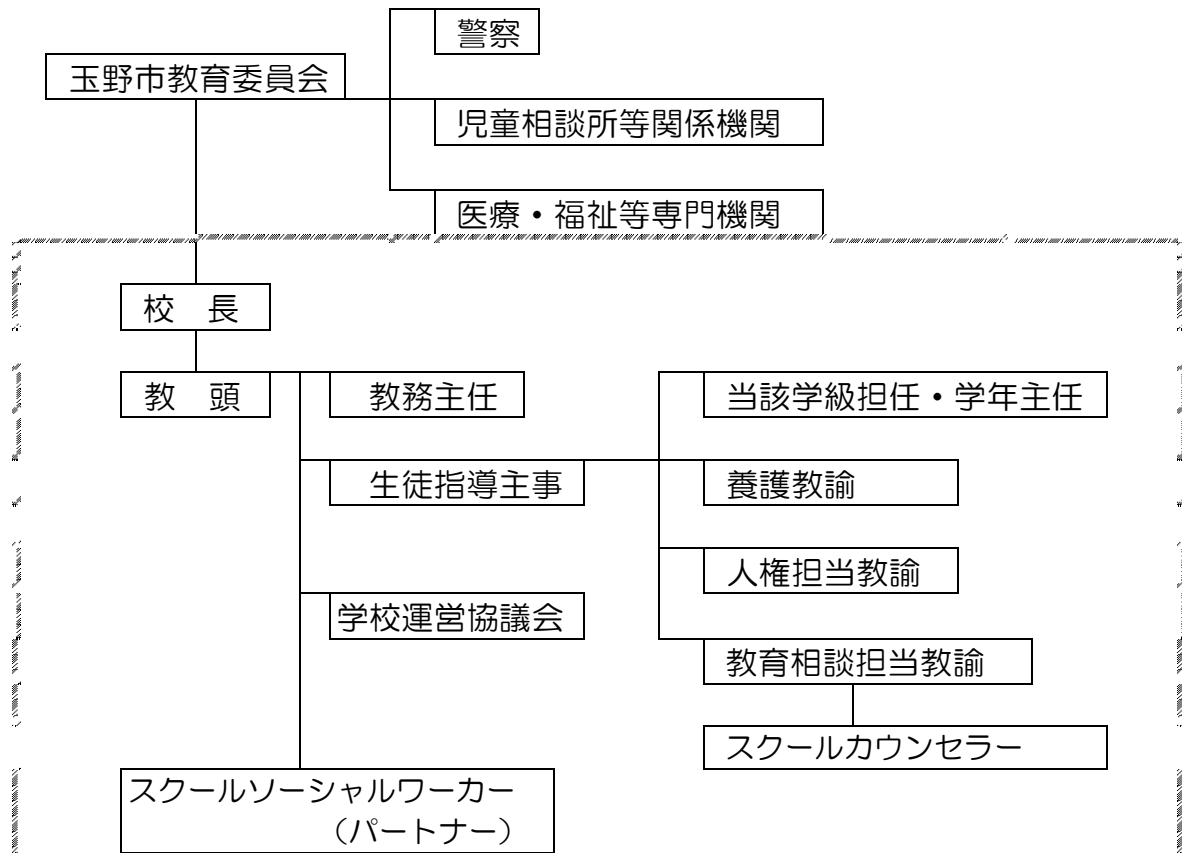
(7) 特に配慮が必要な児童への対応

発達障害を含む障害のある児童、国際結婚の保護者をもつなど外国につながる児童、性同一性障害、東日本大震災により被災した児童等、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に適切な支援を行い、研修を実施します。

4 いじめに対応する校内組織について

いじめの未然防止のための本校の取組や発生したいじめへの組織的な対応を推進するため、「いじめ対策委員会」を組織して、いじめ対策の不断の活性化に努めます。この委員会は、校内の教職員だけでなく、外部の関係者にも参画していただくとともに、教育委員会とも連携を図りながら運営していきます。

いじめ対策委員会＜構成員＞



委員会の役割

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- 「重大事態の調査」のための組織母体

平成30年4月

岡山県いじめ問題対策基本方針の改定（平成30年1月）に伴い一部改訂

令和元年4月 一部改訂

令和2年4月 一部改訂